

福岡市地下水・土壌汚染検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 福岡市における地下水及び土壌汚染の原因解明、健康問題に関する事項等の検討を行うため福岡市地下水・土壌汚染検討委員会（以下「委員会」）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 地下水又は土壌汚染の原因の解明等に関する事項
- (2) 地下水又は土壌汚染に起因する健康問題等に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

(対象とする特定有害物質)

第3条 委員会での検討の対象とする特定有害物質は、地下水汚染については水質汚濁防止法第二条第二項第一号に、土壌汚染については土壌汚染対策法第二条第一項に規定された物質とする。

(組織)

第4条 委員会は、学識経験者及びその他必要な知識、経験を有すると認められる者から市長が委嘱する委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長と副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、議事その他会務の総括を行う。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のある時は、その職務を代行する。

(任期)

第6条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(委員会、資料の公開)

第8条 委員会の会議及び資料は公開とする。ただし、その会議における審議の内容が、福岡市情報公開条例第7条第1号から第6号に規定する非公表情報に該当する事項に関するものであるとき、又は紛争処理等に係るものであって、会議及び資料を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは非公開とする。

(議事録)

第9条 委員会の事務局は議事録を作成する。ただし、特別の事情により議事録を作成しなかった場合はその理由を明らかにする。

- 2 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。
- 3 委員会の報告書、議事録等はこれを公表する。ただし、福岡市情報公開条例第7

条第1号から第6号に規定する非公表情報に該当する事項に関するものであるときはこの限りでない。

4 委員会の報告書、議事録等を公表しないときは、その理由を明らかにする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、環境局環境監理部環境保全課において行う。

(委任)

第11条 この要綱の定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年8月31日より施行する。

(福岡市地下水浄化対策検討会規約の廃止)

2 福岡市地下水浄化対策検討会規約(平成3年3月1日)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年7月18日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年9月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年9月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

(福岡市土壤汚染検討委員会設置要綱の廃止)

2 福岡市土壤汚染検討委員会設置要綱(平成17年5月1日)は、廃止する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年11月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年1月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月10日より施行する。